

アイ企業年金基金 加入者資格喪失届

2024年 12月 1日

【提出方法】

・郵送、FAX、メール(PDFデータ)で届出が可能です  
 453-0804  
 名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター  
 アイ企業年金基金  
 TEL:052-481-5608  
 FAX:052-481-7271  
 メールアドレス:基金まで直接お問合せ下さい

( 取消 ・ 訂正 )

事業所所在地	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター
事業所名称	株式会社 ○○○○
事業主氏名	代表取締役社長 ○○○○ 電話番号 052 ( 481 ) 5608
届出者(担当)	山田 太郎 退職金制度 フリープラン コース
事業所番号	9999 セカンドライフ支援金制度 (有)・無

・アイ企業年金基金規約に基づき、下記のとおり届出ます

氏名(フリガナ)		生年月日	性別	喪失年月日	喪失事由	住所	最終標準給与月額	
氏名(漢字)							(裁定請求書を会社に送付の場合レ点記入)	
加入者番号								
アイキ	タロウ	昭:5 平:7	男:5 女:6	令:9 040214	自己都合:11 定年:21 (65歳到達:01) 休職:93 死亡:41 転出:9 役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 ( 481 ) 5608	円 1. 2. 3. 4.	
愛基	太郎	昭:5 平:7	男:5 女:6	令:9 040214		愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 ( 481 ) 5608	円 1. 2. 3. 4.	
1	2	3	4	5	6			<input checked="" type="checkbox"/> 裁定請求書を会社に送付
ネンキン	イチロウ	昭:5 平:7	男:5 女:6	令:9 040221	自己都合:11 (定年:21) 65歳到達:01 休職:93 死亡:41 転出:9 役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 ( 481 ) 5608	円 1. 2. 3. 4.	
年金	一郎	昭:5 平:7	男:5 女:6	令:9 040221		愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 ( 481 ) 5608	円 1. 2. 3. 4.	
2	3	4	5	6	7			<input checked="" type="checkbox"/> 裁定請求書を会社に送付
コガネ	ハナコ	昭:5 平:7	男:5 女:6	令:9 040216	自己都合:11 (定年:21) 65歳到達:01 休職:93 死亡:41 転出:9 役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 ( 481 ) 5608	円 1. 2. 3. 4.	
黄金	花子	昭:5 平:7	男:5 女:6	令:9 040216		愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 ( 481 ) 5608	円 1. 2. 3. 4.	
3	4	5	6	7	8			<input type="checkbox"/> 裁定請求書を会社に送付
ナカムラ	アイコ	昭:5 平:7	男:5 女:6	令:9 040201	自己都合:11 定年:21 65歳到達:01 休職:93 死亡:41 転出:9 役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 ( 481 ) 5608	円 1. 2. 3. 4.	
中村	愛子	昭:5 平:7	男:5 女:6	令:9 040201		愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 ( 481 ) 5608	円 1. 2. 3. 4.	
4	5	6	7	8	9			<input type="checkbox"/> 裁定請求書を会社に送付

- ・喪失年月日は、定年(60歳/65歳)および65歳到達に限り、その誕生日をご記入ください。その他の場合(自己都合退職、休職、死亡等)は、退職日の翌日をご記入ください
- ・再加入を前提とし喪失事由『休職:93、転出:9』に丸印をつけると同書類の提出をもって、加入者への『老齢給付金(脱退一時金)の支給の繰下げ申出書』を兼ねるものとします  
支給繰下げを申出ると再加入前後の加入者期間が通算されます(支給繰下げを申出ない場合には備考欄にその旨をご記入ください)
- ・喪失事由に関して、会社の諸規程等に定められている定年年齢(60歳/65歳)に達した場合(喪失年月日に60歳/65歳の誕生日を記入した場合)は、『定年:21』に丸印をつけてください
- ・喪失事由に関して、会社の諸規程で60歳定年を定めている場合で、かつ65歳まで再雇用した場合は『65歳到達:01』に丸印をつけてください
- ・懲戒解雇による加入者への支給の停止を申出する場合(アイ企業年金基金規約第50条及び別表第6)は、別途『懲戒解雇加入者支給停止依頼書』を添付してください
- ・同届出書は、事態発生(資格取得)後、同月末または翌月14日のいずれか早い期日までに提出してください

2024年12月改正

受付印

連絡欄				
-----	--	--	--	--